

各許可証について

露店を行う上で必要な各許可証は、食品衛生法や農地法などの法律に基づいて必要になります。詳細については、各問合せ先へご確認ください。

1. 食品衛生法（露店商等）について

露店で食品を提供する場合、原則として食品衛生法で定める営業許可が必要になり、食品によって提供が認められているもの、禁止されているものがあります。

問合せ先：賀茂保健所衛生薬務課 Tel0558-24-2057

2. 酒類の販売について

お酒をその場で開封せずに販売する場合、販売免許が必要となります。

問合せ先：静岡税務署 Tel054-252-8164

※申請先は、下田税務署となります。

3. 建築許可について

仮設建築物を立てる場合には建築基準法に基づき、許可申請と確認申請が必要になります。

屋根（トタン等）があり、柱若しくは壁のあるものは建築物と定義されます。

問合せ先：下田土木事務所都市計画課 Tel0558-24-2109

4. 農地転用について

営業場所の地目が農地の場合、農地転用が必要になります。

問合せ先：河津町農業委員会 Tel0558-34-1946

※地目について

地目については、納税通知書に記載されています。借地の場合は地主へ確認してください。また、納税通知書を紛失した等で確認が出来ない場合は、インターネットを利用してオンラインによる登記事項証明書の請求ができます。こちらについては、地主だけでなく、誰でも請求することができます。

登記・供託オンライン申請システムホームページ

<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>